

議長 質問を以上で打ち切ります。続いて常任委員会を審議して
いたゞく項目を決めたいと思ひます。

議案凡号く二四号まで並に一般会計歳入、議会費、役場費、
消防費、公債費、予備費、を総務委員会、土木費、産業経
済費、統計調査費を建設委員会、社会福祉施設費、
保健衛生費、並に特別会計の国保上水道、公益質屋を厚生
委員会、と畜場特別会計をと畜場委員会で審議して之
をく二として東京都立能川保育園請願書を厚生委員会
に所託してよろしいでしょうか。

満場 異議なし。

議長 それでは十分間休憩をいたします。

休憩

議長 再開いたします。

東京都西多摩郡福生町役場

審議日程をありますか。

総務委員会 三月二十日、午前九時

建設委員会 三月二十日、午後一時

厚生委員会 三月二十日、午後一時

と畜場委員会 右日決定

本会議 三月二十日、午後一時

と決定してよろしいでしょうか。

満場 異議なし。

議長 御異議ないものと認め決定いたします。

会議録署名議員を指名す。

第十八番 村尾 種吉

第十九番 飯野 富十郎

第二十番 田村 花一

議長が異議を唱へ居ませんか

満場異議なし

議長が異議ないものと認め決定いたしました。

以上で今日の議事は全部終了いたしましたので本日はこれで散

会いたします（午後四時五十五分）

右会議の顛末を記録しその相違ないことを認め茲に署名する。

昭和三十一年三月十二日

福生議会

議長 田村 利

議員

市川 修吉

東京都西多摩郡福生町役場



議員 田村 祐一

議員 飯野 富十郎



福生町議会々談録

一、昭和三十三年四月三十日福生町議会に福生町役場に招集した。

一、出席した議員は次の通りである。

- | | | | | | |
|------|-------|------|-------|------|-------|
| 一番 | 田村利一 | 二番 | 渡井明 | 三番 | 中西虎芳 |
| 四番 | 瀬古清芳 | 五番 | 村尾四郎 | 六番 | 水泉 薫 |
| 七番 | 中森与一 | 八番 | 西村光人 | 九番 | 石川信義 |
| 十番 | 森田幸花 | 十一番 | 山下幸三 | 十二番 | 森田誠重 |
| 十三番 | 並木 香 | 十四番 | 清水与市 | 十五番 | 井上頼太郎 |
| 十六番 | 沢村美知 | 十七番 | 石川肇太郎 | 十八番 | 村尾輝吉 |
| 十九番 | 飯野富十郎 | 二十番 | 森田茂一 | 二十一番 | 田村祐一 |
| 二十二番 | 高橋三郎 | 二十三番 | 大久保一郎 | 二十四番 | 高橋彦一 |

一、会議事件は次の通りである。

一、議案第九号 町長の専決処分事頂報告について

一 議案第四号 福生町取員定数條例の一部改正について

一 送答第一号 福生町議会常任委員会委員選挙について

一 地方自治法百三十一条の規定により、今、議事件説明のため出席を求めたものは左記の通りである。

町長 秋山誠一 助役 川澄金吉 収入役 川辺堅一

総務課長 大野忠一 民生課長 岡本孝雄 建設課長 貫井忠次

土木課長 高水 求 産業課長 森田 猛 水道課長 眞田 眞大

一本会の書記は左の通りである。

上野 宣勝 田村 忠雄 町田 倍二

一 議長(田村利一) 午前十時三十分開会を告げる

一 議長() 本日の議事日程を左の通りとする旨を決める。

日程第一 町長の専決処分事項報告について

・ 第二 福生町取員定数條例の一部改正について

東京府西多摩郡福生町役場

才三 福生町議会常任委員会委員選挙について

一 議長(田村利一) 会議を告げる。

日程第一 町長の専決処分事項報告について

一 議長(田村利一) 本件を上程する旨を告げる。

一 町長(秋山誠一) 三回の議会終了後に、竟輪交付金の内示金額が示されたが既に年度末であるため、都の指示もあり、専決処分により、三十一年度予算の更正をしたので承認を得たい。

本年年度の竟輪(南僅)については南多摩が一田となり、北多摩では調布市、国分寺市、瑞穂町、町村の三町により、各々申請して、たが、色々の周知から町村による南僅は不可となり、そのかわりに、東京区竟輪(南僅)の二ヶ月分を各町村に配分することになった。配分率は均等割三〇%、財政規模割二〇%、人口割一〇%、合併割一五%、特殊事情二五%となっており、当町は特殊事情で考慮がされている。



期待した程はこなかつたが、決了解を願う願は「スミセ、〇〇円」となつて
いるこれを都敷出金で受入れ予備費に計上した。

「オ十三番(大久保二郎)」各町村の配分状況と向う

「町長(秋山誠一)」町村別が発表されるので解らない。后日調査する。

「議長(田村利一)」本件について要議の有無を会議に諮り、全会一致原案通
り承認する旨を告げる。

日程オニ 福壽町職員定数条例の一部改正について

「議長(田村利一)」本件を提案する旨を告げる。

「町長(秋山誠一)」す、議会の折に、議会専任職員を置くことを要望があったの
で本件を提案した。

「議長(田村利一)」本件につき要議の有無を会議に諮り、全会一致原案通り
決定する旨を告げる。

「議長(田村利一)」休憩を告げる。

東京都西多摩郡福生町役場

休憩 二時二〇分〜三時

「議長(田村利一)」常任委員の改選を四月に実施することになっているが、其に
正副議長も改選するとう申合せもあるので議長を辞取したい。

「オ十三番(森田幸丸)」同理由により副議長を辞取したい。

「議長(田村利一)」正副議長の辞職を諮り承認を得て正副議長共辞取す
る旨を告げる。

「書記(上野重務)」地方自治法オ百七條の規定により左記の者が臨時議長とな
る旨を告げる。

臨時議長 森田幸丸

「臨時議長(森田幸丸)」選挙の方法は如何するか。

「オ十三番(田村利一)」選挙によらねえと思うが、円満解決上留任を望む。

「オ十八番(村尾重吉)」選挙もよいかあ、未得れば留任されたい。

「オ十四番(瀬古清丸)」オ十三番、オ十八番と同意見がある。



「オ十三番(田村祐一)」試案として熊川、福生、本町の諮衡委員を舉
げて候補を指名してはどうか。

「オ六番(米永 薫)」留任するとしても一応三ブロックで協議した方がよいと
思う。

「臨時議長(森田幸雄)」選挙は指名推薦により行うこととし熊川、福生、本町
各地区より諮衡委員各三名とすることと会議に諮り全会一致
決定する旨を告げる。

「臨時議長(森田幸雄)」を記の者と諮衡委員として被指名者も定める旨と会
議に諮り全会一致決定する。

福生地区 歌樂美知 石川信義 井上頼太郎

熊川地区 大久保一郎 西村光人 高橋彦市

本 町 瀬古清雄 並木 秀 中西虎雄

臨時議長 (森田幸雄) 休憩を告げる。

東京都西多摩郡福生町役場

休憩 三時～三時四十五分

「臨時議長(森田幸雄)」議会を再開する旨を告げる。

「臨時議長()」諮衡委員より議長を指名されたい旨を告げる。

「オ十五番(井上頼太郎)」議長として尤の者と指名する。

オ一 番 田村利一

「臨時議長(森田幸雄)」オ十五番議員の指名について異議の有無を会議に諮り全会一
致を記の通り決定する旨を告げる。

議長 田村利一

臨時議長 森田幸雄 議長 田村利一と交替

「議長(田村利一)」就任する旨を述べる。

「議長()」副議長の選挙は指名推薦とする旨と会議に諮り全会一致指
名推薦とする旨を定める。

「議長(田村利一)」指名の方法は議長の場合と同様とする旨と会議に諮り議長

の場合と同様とする旨を決定する。

議長(田村利一) 詮衡) 委員より副議長を指名されたい。
「オ十五番(井上頼太郎)」 副議長としてたつる者を指名する。

オ十二番
副議長

森田、誠 重

「議長(田村利一)」 オ十五番議員の指名について異議の有無を合議に諮り全会一致で記の通り決定する旨を告げる。

副議長 森田、誠 重

「副議長(森田、誠 重)」 就任する旨を述べる。

日程オ三 福壽議会常任委員会委員の改選について

「議長(田村利一)」 福壽議会委員会條例「オ四條又附則」の規定により常任委員の改選を行う旨を述べる。

「議長(田村利一)」 選挙の方法は投票によるか指名推薦とするかを諮る。
「オ十番(森田、誠 重)」 各地区別に委員を互選されたい。

東京都西多摩郡福生町役場

「議長(田村利一)」 各地区別の委員はた記による割振りで選ぶする旨を合議に

諮りた記割振りにより選ぶすることとする。

計	正副議長	常任委員	建設委員	総務委員	委員地区別
(8)	(1)	(2)	(2)	(3)	熊川
8	1	2	2	3	福生
(8)		(3)	(2)	(3)	本町
8		3	2	3	
24	2	7	7	8	計
(一) 外は市町の割振					

「議長(田村利一)」 休憩を告げる。

「議長(田村利一)」 再開を告げる。

「議長(田村利一)」 常任委員はた記の通り決定する旨を合議に諮り全会一致承認する旨を告げる。

委員会名

熊川地区

福生地区

本町地区

「オ十三番(並木秀) 中津駅より通り」はさきに測溝が未だ道路としての形
態は整ったが路面が悪く舗装を要する必要がある。

あの道路は外來者も多く通り、福生町の体面とより、改修の必要
があり、地元商店街もこれに協力も惜しまないのび各位の御賛同を
得採取派されるよう望む。

「議長(田村利一) 本請願書については建設委員会に付託審議する旨
と合議に諮り、全会一致建設委員会に付託審議することとする。

日程オ五 要請書について

「議長(田村利一) 本件提案を告げる。

「書記(上野重勝) 要請書朗読

「オ十三番(田村利一) 要請書の字句につき理事者の見解を向う

「町長(村山誠一) 常識判断で議会に対するものは請願書で

詔り、議員を必要とし、町長宛のものは陳情書とすべきと思う

東京都西多摩郡福生町役場

本件の要請と云ふことについては陳情と解釈する。

「オ三番(渡井 明) 請願の場合のみ紹介議員をつけるので、その他
の場合は陳情とすべき」と記憶している。

「オ十三番(並木秀) その語句により圧力をかけると云うような考方でな
く関東電気ごそのように書いてしまったものである。今後は事務局
当局と相談してやる。

「オ四番(瀬谷清菫) 本件は陳情と云う意味でおしたもので、形式につ
ては書いていなかった。実際には関東電設がやつたものである。

然し組合員も口揃えて努力しているのび何とか協力願う。并例
について申すと、中央商栄会の場合もあるのび宜しく願う。

「オ十三番(大久保一郎) 要請書は陳情書となおして受理されたい。

「議長(田村利一) 本件の要請書は陳情書と訂正し、建設委員会に
付託審議すべきものと云うて宜しいか。

要談なし、声あり

議長(田村利一) 本件は建設委員会に付託する

議長(田村利一) 九記の通り談事日程を退却する旨を諮り、全会一致
提案する旨を告げる

日程第六工事請負契約同意について(議案第四号)

一町長(秋山誠一) 昨午、議決の請負契約に関する条例に基き、五〇万円

以上のものについては該会の同意が必要である。

本件は分校の門柱、垣根、学校裏の万年埴、二二間、その他は石垣
とその上は生垣をつくる等の工事、小川土木と五七万円、契約し
たの承認を求めらる。

議長(田村利一) 議案第四号は原案通り承認する旨を會議に諮り
全会一致原案通り決定する旨を告げる。

署名議員選挙

役場 生町 福郡 多摩郡 西多摩郡 東京都 東京

議長(田村利一) 署名議員選挙は指名推薦により議長が指名する旨を

會議に諮り、指名推薦とする旨を告げる。

議長(田村利一) 七の者も指名し一名毎に會議に諮り、全会一致決定する旨
を告げる。

オ三番 中西虎雄

オ四番 瀬古清敏

オ五番 村尾四郎

議長(田村利一) 午後六時會議を閉じる旨を告げる。

右會議の顚末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

昭和三十一年四月三十日

福生町議會

議長 田村利一



議員

議員